

5. (Gno.8) 日独会社法の当面する問題の比較法的研究 (日独比較企業法研究会)

代表：小宮 靖毅

1985/04/26 (承認) 1985 年度 (開始)

【研究の目的】

会社法・企業法は他の法領域に比べて改変の激しい分野である。その様な法や判例の動きはそれぞれの国の経済社会の状況を反映するものであるが、同じような経済社会の構造を有する国々の間では、相互にその立法や判例が影響を及ぼし合うことが少なくない。そのような意味においてドイツ会社法・企業法の動向をさぐり、その問題点を把握することは、わが国の会社法・企業法を研究し、立法や裁判への提言を試みるのに不可欠な課題と考えられる。本研究の目的もまたここにある。

【研究活動及び成果】

総括

コロナ禍の今年度、所員は多忙を極め、当グループと多くの所員が共通する「21 世紀コーポレート・ガバナンス研究会」との共催が精一杯であった。

学会発表

特殊な状況下、学会等も多くが不開催となり、発表は 0 件である。

学術雑誌

丸山 秀平「ドイツにおける公益的有限会社の商号登記について」『中央ロー・ジャーナル』17 巻 2 号 (2020 年 9 月)

丸山 秀平「判例研究 ドイツにおける公益的有限責任事業会社の「gUG」という商号登記の認容」『中央ロー・ジャーナル』17 巻 3 号 (2020 年 12 月)

小宮 靖毅「執行と監督の機能的分離：「二層制」の内部構造をたどる」『法学新報』127 巻 11 号 (2021 年 3 月)

口頭発表

2020 年 8 月 廖 海濤「アメリカにおける取締役の信認義務に関する一考察」(「21 世紀コーポレート・ガバナンス研究会」との共同開催)